

平成 2 4 年 3 月 4 日

千 葉 県 警 察

長 崎 県 警 察

三 重 県 警 察

長崎県西海市西彼町における女性 2 名被害の殺人事件に関する千葉・長崎・三重県警察の対応の検証結果

1 事案概要

- (1) 平成 2 3 年 1 0 月 2 9 日 (土) 9 時 4 0 分頃、千葉県習志野市に居住する女性 (以下「甲さん」という。) の父親 (以下「乙さん」という。) が長崎県西海警察署 (駐在所) を訪れ、「甲が、男から暴行を受けたり、脅されたりしているのではないかと思う。」、「近々、甲を連れ戻そうと考えている。」、「私が千葉に行った際、男とトラブルになるかもしれないので、向こうの警察にも知っておいてもらいたい。」旨の相談があり、対応した駐在所員は、相談受理票を作成して西海警察署に送信するとともに電話報告した。

報告を受けた西海警察署刑事生活安全課 a 係長は、長崎県警察本部に相談受理票を送信し、同警察本部からの指示により、乙さんの意向を確認するため乙さんに電話をしたところ、「私から相談があったとは言ってほしくない。」、「できるならば、巡回のかたちで「何か変わったことはないか。」ということで接触してほしい。」とのことであったので、長崎県警察本部にその旨を報告した。

相談受理票は 1 3 時 3 0 分頃、乙さんの意向とともに長崎県警察本部から千葉県警察本部を通じて千葉県習志野警察署に送信された。

1 4 時 0 0 分頃、乙さんから習志野警察署に「今度、甲宅を見に行く。」、「トラブルになるといけないので、その際は協力をお願いします。」、「甲がいなくなるといけないので、まだ、警察では手を出さないでほしい。」との電話連絡があった。電話を受けた習志野警察署 A 生活安全課長は、「来られるときには改めて電話が欲しい。」旨を伝え、乙さんの来県を待つこととした。

1 6 時 0 0 分過ぎに長崎県警察本部から習志野警察署に乙さんからの相談の有

無についての確認の電話があり、A生活安全課長は電話があった旨等を長崎県警察本部に伝えた。

(2) 10月30日(日)12時00分頃、乙さんから習志野警察署に「本日午後、長女(甲さんの姉。以下「丙さん」という。)に、甲の上司と甲の様子を見に行ってもらおう。甲の部屋に男がいてトラブルになるかもしれないので、一緒について行ってほしい。」との電話連絡があった。電話を受けた習志野警察署生活安全課B係員は、当直主任から現場に行くように指示を受け、丙さんに電話し14時30分にマンション前で待ち合わせることにした。

14時30分頃、生活安全課B係員及び同課C係員の2人が、丙さん及び甲さんの上司の2人と甲さん方マンション前で待ち合わせて甲さん方を訪問した。

甲さん方には、甲さんと被疑者が在室しており、室内の壁等が損壊し、ベッドの布団に血痕があり、甲さんの右目付近にはあざが認められた。

B係員及びC係員は、その場で被疑者に対し、甲さんに対する暴行の有無等について事情聴取を行ったが、被疑者は、甲さんに対する暴行を否認した。

その間に被疑者の前科・前歴を確認し、B係員及びC係員は、署当直員の応援を得て被疑者を習志野警察署に任意同行することとした。

15時00分頃、応援の署当直員2名が被疑者を習志野警察署に同行した後、B係員及びC係員は、顔の傷等は自分で転んだ際にできたとする甲さんに対し、被疑者から暴行を受けていることを認めて被害届を出すよう丙さんとともに説得した。

その際に甲さんの腕まくりした両腕に複数のあざが認められた。しかし、甲さんは説得に応じる様子が見られなかった。この状況の報告を電話で受けたA生活安全課長は、甲さんには精神的なダメージがあると考え、丙さんに、長崎の実家へ帰ることとなった甲さんに長崎でカウンセリングを受けさせること等を助言するようC係員に指示した上で、16時00分頃、甲さんを丙さんに引き渡すこととした。

また、A生活安全課長は、C係員に対し、後の事件化に備え被疑者を取り調べて傷害事実を認めさせること、自分から甲さんに連絡しない旨の書面を書かせるよう指示した。

その後、C係員が、習志野警察署において被疑者を追及したところ、同人は、17時00分前になり、「1週間くらい前に、ささいなことからケンカになり、2発太ももを殴った。その前には、1、2か月くらい前に同じようにケンカになって暴力を振るったことがある。」旨を供述したことから、同人に対し、今後、甲さんに連絡しないよう口頭警告をした上で、「(過去に2回ほど)ケンカになって暴力を振るった事がある。」、「自分から連絡はとらない。」、「もう二度と暴力を振るわない。」旨を記載した上申書を提出させた。

同日の取扱状況については、翌31日の習志野警察署幹部会議において、A生活安全課長等から署長に報告され、習志野警察署では、甲さんが長崎県の実家へ帰ったことで緊迫性は排除されたものとして、この時点では相談事案への対応は終結したものと判断した。

10月31日(月)10時30分頃、乙さんから西海警察署刑事生活安全課b係員に「甲を連れ帰った。」、「しばらく娘に仕事を休ませ、福岡の姉妹方に住ませようと思っている。」旨の電話連絡があり、その際、「甲を連れ帰る際、被疑者は、丙に対して「殺す。」等の脅し文句を言っていた。」旨の申し立てがあり、b係員は乙さんに対し、今後ストーカー行為があれば直ちに通報することや、丙さんについても最寄りの警察署に相談すること等を伝えた。

- (3) 10月31日(月)11時00分頃、警視庁向島警察署(交番)を通じ、丙さんから習志野警察署生活安全課に「甲のマンションの荷物の整理をしに行きたいが、男がいたらトラブルになるので立ち会ってもらいたい。」旨の連絡があった。対応した習志野警察署生活安全課B係員は、翌日の11月1日14時00分頃、丙さんに電話をし、甲さんが既に長崎県に帰っており、甲さんへの危害のおそれが認められないことから、マンションの管理人や甲さんの会社の上司に立ち会ってもらおうよう連絡した。その際、丙さんから「警察で男に対し甲に連絡しないよう注意してもらった後も男から甲の携帯電話(丙さんが預かり保管中)に電話とメールがあったので、もう一度注意してもらいたい。」旨の相談があり、生活安全課D係長が、被疑者の携帯電話に電話をして事実を確認したところ、被疑者は、「甲から電話があったので電話をした。」旨を申し立てたため、被疑者に対し、再び、甲さんの携帯電話に電話をしないよう口頭警告した。

同通話後、B係員が甲さんに電話をして、被疑者に電話をしたか否かを確認したところ、甲さんは、長崎県へ帰県する直前に被疑者の実家に電話をしたとのことであった。

- (4) 11月4日(金) 11時30分頃と13時10分頃、乙さんから習志野警察署生活安全課に「男の親に修理費のことで電話をした。話がこじれるようだったら、部屋を壊されたことや殴られたことについて、警察に届出することも考えている。もしそうなった場合には、どうしたらいいのか。」旨の電話による問い合わせがあり、対応した習志野警察署生活安全課E係長は、「(修理費の話であれば) 弁護士を立てて法的にきちっとやった方がいい。」、「(刑事事件としては) 習志野警察署の刑事課で扱うことになるが、とても1日で終わるものではないので事前に刑事課へ連絡して段取りをとってほしい。」、「今後、相手方とトラブルになった場合、(甲さんの) 住居地を管轄する警察署による対応がよろしいかと思われるので、そちらにも相談されてはいかがか。」と伝えた。

また、同日12時50分頃、乙さんから西海警察署刑事生活安全課に「甲が暴行を受け、マンションの物を壊された。」、「被害届を出すことも考えており、習志野署に相談している。」旨の相談があり、対応した西海警察署刑事生活安全課b係員は、「甲さんとよく相談して習志野署に届け出ること。」、「被害弁償については、弁護士等の第三者を立てて話し合うこと。」等を伝えた。

- (5) 11月6日(日) 15時00分頃、乙さんから習志野警察署生活安全課F係長に「甲が受けた暴力については、診断書を準備しているので、後日、被害届を出しに伺う予定である。」、「男は、マンションの鍵を持ったままだったので、私が男に連絡して鍵をそちらの警察署に送るよう話をつけた。鍵が送られたら預かってほしい。」旨の電話連絡があった。

同鍵は、11月9日(水)頃、被疑者名で習志野警察署へ郵送されたことから、11月10日(木) 8時50分頃、鍵が郵送され保管中であることをF係長が乙さんに電話連絡し、鍵は、12月6日(火)、甲さんと乙さんが習志野警察署を訪れた際に返却した。

(6) 11月21日(月)9時00分頃、前日、乙さんから西海警察署刑事生活安全課a係長宛てに電話があったことから、a係長が乙さんに電話したところ、「甲が傷害の被害届を出すと言っているので、習志野警察署へ行ってくる。」「甲の知人多数に脅すようなメールを送っているそうだ。」旨の相談があり、a係長は、習志野警察署に行く際は、前もって連絡することや、メールの件についても習志野警察署で話すよう伝えた。

同日12時00分頃、甲さんの保護に従事した習志野警察署生活安全課B係員が警察学校入校等のため署を11月3日から不在にしていた間に乙さんからB係員宛てに電話があったため、B係員が乙さんに電話をしたところ、「男が甲の周りの人達へ脅迫メールや電話をして困っている。」旨の相談があったことから、「まずは、住所地を管轄する警察署に相談してみてください。」と伝えた。

同日12時00分過ぎ、乙さんから、被疑者の実家を管轄する三重県桑名警察署生活安全課に、10月30日に甲さんを保護した経過等に加えて「男が、甲の知人100人や甲の姉に「必ず殺す。」等のメールを送りつけている。」旨の電話による相談(メール内容未確認)があった。対応した桑名警察署生活安全課員は、告訴も含め習志野警察署へ相談するよう教示し、その後、西海警察署刑事生活安全課a係長及び習志野警察署生活安全課D係長へ連絡してそれぞれの署における取扱状況を確認した。

なお、この日、いずれの署においてもメールの具体的内容まで確認はなされていない。

(7) 12月2日(金)15時50分頃、甲さんから習志野警察署に「治療が終わったので連絡した。」「来週にでも被害届を出しに行きたいと思う。」旨の電話連絡があり、対応した習志野警察署A生活安全課長は、事前に電話をしてから来るように伝えたものの、電話の内容を刑事課に伝達しなかった。

(8) 12月6日(火)12時00分前、甲さんと乙さんが、被害の届出のため、甲さんが被疑者から受けた被害状況等を記載した「被害報告書」と題する書面(A4用紙3枚)を習志野警察署に持参し、同署生活安全課G係員が対応した。

A生活安全課長は、生活安全課D係長を通じてこの報告を受け、H刑事課長に

甲さん等からの聴取を依頼したが、当時、刑事課では、前日発生した変死事案の処理に加え、当日発生した変死事案2件の処理に従事していたため、甲さんからの被害申告に即応することができなかった。D係長からその旨を説明したところ、甲さんは、乙さんとともに甲さん方に数日滞在するとのことであったことから、「被害報告書」の写しを受領した上で、後刻、刑事課員から乙さんに電話連絡して日程調整することとした。

また、乙さんから「甲の職場の人に、メール等がきている。長崎の自宅にも無言電話がある。」旨の申立てを受けたものであるが、これを受けたD係長は、G係員に警察安全相談受理票を作成させたものの、甲さんが、電話やメールの件は西海警察署にも相談しているとのことであり、傷害事件の事情聴取等が終了した後に長崎県へ帰県する予定であったことから、ストーカー事案については長崎県警察で対応すべきと判断して、「相手からの電話やメール等は住居地管轄署で対応することとなるので長崎の対応になる。」、「(ストーカー行為については) 刑事課の聴取に合わせて話を聞く。」旨を伝えた上で、一旦帰宅してもらった。

その後にD係長から「被害報告書」と警察安全相談受理票の写しがH刑事課長に渡されている。

同日18時00分頃、H刑事課長は、甲さんが持参した「被害報告書」を読み、事件の重大性を認識し、被疑者を長期隔離するため被疑者の犯行のうち最も重罰である傷害罪を数件立件の上逮捕する方針を立てた。また、以後、長崎県へ帰県する予定であった甲さんの負担を考慮し、集中的に捜査を行おうとしたものであるが、同課においては、3日前に3人の被疑者を逮捕した事件の捜査等を早急に処理すべきと判断した上で、甲さんらの事情聴取を開始する日程について、刑事課I係長が乙さんに電話をし、12月12日と13日の聴取を依頼したところ、「ちょっと先になってしまいが、分かった。」、「対応できる人がいないのかもしれない。」、「部屋の片付けをしながら待っている。」とのことであった。

- (9) 12月7日(水) 23時00分過ぎ、甲さんの知人から千葉県千葉西警察署(交番)に「甲さんは男から傷害被害を受けており、その男から私の携帯電話に「殺すぞ。お前の家に行くからな。」等のメールを送ってくるようになった。」、「しばらくの間、上司宅に泊まることになり、家の荷物を取りに行きたい。」旨の相談が

あり、対応した警察官は、甲さんの知人が荷物を取りに行った際に同行し、最寄りの駅に送り届けたが、この際にメール内容の確認は行わなかった。

翌8日20時00分頃、千葉西警察署生活安全課員が、事件化に向けてメールの内容等を確認するため、甲さんの知人に電話連絡したところ、同人は、一時的に実家に戻ることにしたため、メールの内容等について確認することができなかった。

同相談内容は、12月9日（金）9時00分前、千葉西警察署生活安全課員から習志野警察署生活安全課D係長に連絡され、その後、16時50分頃刑事課にも回付されたが、H刑事課長は、この時点での事件化は困難と判断し、従来の方針どおり傷害事件での立件を行うこととした。

- (10) 12月9日（金）1時34分、乙さんから習志野警察署に「玄関前に甲に暴力を振るった男がいる。」との電話通報があり、当直員2人（生活安全課J係長、刑事課K係員）及び地域課員2人（警ら用無線自動車1台）が1時43分臨場した。

J係長及びK係員は、甲さん方において乙さんから聴取したところ、同人は、「相談している男がインターホンを何度も鳴らしていた。」、「ベランダからも窓をドンドン叩いていた。」旨を申し立てたが、乙さんも男の姿を見ておらず、被疑者の行動と特定することはできなかった。K係員は、同様のことがあればすぐに110番通報するよう伝えた上で同マンション内外及びその付近を検索したが、不審者の発見には至らなかった。

- (11) 12月9日（金）14時40分頃、乙さんから習志野警察署刑事課K係員に「被疑者の両親がマンションに来て、「被疑者を早く逮捕してほしい。」と言っている。」旨の電話連絡があり、K係員及び刑事課L係員が臨場した。甲さん方には被疑者の両親がおり、母親は、「昨日、けんかをしてしまい、現金を渡してしまったので、もしかしたらこちらに来ているのではないかと思い、千葉に出て来た。」、「息子を捕まえてほしい。」旨を申し立てた。L係員は、逮捕状も発付されておらず、現行犯でもない限り逮捕は困難である旨を伝えるとともに、甲さんらとの無用のトラブルを避けるため、被疑者の両親に習志野警察署への同行を求めた。

15時00分前、被疑者の両親を同行しようとした際、甲さん方マンション前

において、その場から立ち去ろうとする被疑者を発見し、K係員が被疑者を追いかけたものの、被疑者は逃走した。

被疑者の両親を警察署に同行した後、H刑事課長の指揮を受けたK係員が被疑者の母親を通じ携帯電話で被疑者に対し、出頭を求めたところ、程なくして被疑者が警察署に出頭した。

警察署において、両親立会いの上、K係員が傷害事件容疑で被疑者の取調べを行ったところ、被疑者は、甲さん方マンション付近を徘徊していた理由として、「甲の様子を見に来た。俺の荷物もあの部屋にある。」旨を申し立て、さらに、「現在も付き合っている。俺は、10月30日に甲と離れ離れになり、甲から「待っていてね。」と言われたが、1か月以上待っても音沙汰がないから、様子を見に来た。」旨を申し立てたが、甲さんに対する暴行についてはかたくなに否認していた。

このとき、H刑事課長は、被疑者の逮捕を検討したものの、甲さん被害の傷害事件については、甲さんからの聴取が開始されていないことから、直ちに被疑者を逮捕することは困難と判断し、17時00分頃、被疑者の取調べを生活安全課D係長に引き継いだ。

D係長は、この日の午後に、被疑者が甲さん方マンション付近を徘徊していた行為については、同日1時34分頃の徘徊者が被疑者と特定できないため「反復したつきまとい行為」と認められないことからストーカー規制法での検挙は困難と判断した上で、被疑者に対し、「こういったことをしているとストーカーになる。」と口頭警告した。

また、D係長は、ストーカー規制法による文書警告も検討したものの、千葉県警察本部生活安全部子ども女性安全対策課に照会したところ、文書警告については被害者の住所地を管轄する警察署での実施が基本であることを確認したため、習志野警察署としては、行為の特定を行い、長崎県警察からの要請に備えることとした。さらに、被疑者の両親に対し、「成人であっても子供の面倒は家族が見ること。」や「無心されても金銭を渡さないこと。」等と話した上で、被疑者を引き渡し、三重県の実家へ被疑者を連れて帰らせることとした。

なお、習志野警察署は被疑者を両親に引き渡して実家に帰らせたものの、その旨を桑名警察署に連絡していない。

(12) 12月12日(月)、習志野警察署H刑事課長は幹部会議で、この日から事情聴取等を実施する旨を署長に報告し、署長から早急に事情聴取して事件化すること及び被害者の保護、安全を優先することを指示された。9時30分頃から習志野警察署刑事課において、K係員及びM係員が甲さん及び乙さんの事情聴取を開始し、この日は乙さんの供述調書をM係員が作成し、K係員及びM係員が19時00分頃に兩人を津田沼駅まで送り届けた。刑事課では、同日から甲さんの送迎を行うこととした。

(13) 12月13日(火) 9時30分頃、習志野警察署刑事課K係員が甲さん及び乙さんを津田沼駅まで迎えに行き、K係員が甲さんを習志野警察署で事情聴取し、その後、甲さん方マンション等で実況見分を行った。昼頃、一旦、甲さんを甲さん方マンションに送り届けた後、再び14時30分頃から21時30分頃まで甲さんを習志野警察署で事情聴取した。

同日15時00分頃、被疑者の母親から習志野警察署刑事課I係長に「被疑者が家を飛び出した。もしかしたら千葉に行ったかも知れない。」旨の連絡があった。

K係員は、同署において事情聴取中の甲さんに「自宅には帰らないこと。自宅に立ち寄る場合は、刑事課員が同行する。」旨を伝えた。また、乙さんに対しては、甲さんの聴取終了(21時30分頃)後、甲さんと乙さんを津田沼駅まで送る際に、K係員が「被疑者が実家を飛び出した。」旨を乙さんに伝え、注意を促した。その際、乙さんからK係員が「19時頃、呼び鈴を鳴らした者がいた。その後、21時頃までの間にマンション脇の路上や公園を徘徊する男がいた。」旨の申出を受けたが、同男が被疑者と特定することはできなかった。

(14) 12月14日(水)、習志野警察署刑事課K係員が甲さんからの聴取結果を踏まえた内容の被害届2通と供述調書3通を作成した。

同日14時20分頃、同署生活安全課G係員が、甲さんと乙さんから被疑者のストーカー行為について聴取し、生活安全課D係長がストーカーについては住所地(長崎)での対応となることを伝え、千葉県警察本部生活安全部子ども女性安全対策課にストーカー相談事案として報告した。また、今後も甲さんに危害が及ぶ可能性もあったことから、同日、乙さんの携帯電話番号を特定通報者登録(通

信指令システムにあらかじめ生命又は身体に危害が及ぶおそれのある者の情報等を登録し、登録された電話番号から１１０番通報された場合に迅速的確な対応を図るもの。）した。

- (15) １２月１４日（水）２１時３０分頃、消防からの転送により、三重県桑名警察署は、三重県の実家に戻った被疑者が父親に暴行を加え、再び実家を飛び出した事案を認知した。桑名警察署刑事課員３人、地域課員２人が被疑者宅に臨場したが、被疑者は既に逃走しており、付近を検索したものの、同人の発見には至らなかった。桑名警察署刑事課員等による事情聴取中の２２時３０分頃、被疑者の母親から習志野警察署刑事課Ｋ係員（当直員）に、被疑者が実父を殴り家を飛び出した旨の電話連絡があった。その後２３時００分頃、桑名警察署刑事課長が、習志野警察署刑事課Ｋ係員に被疑者が所在不明であり現行犯逮捕はできない旨を連絡するとともに、習志野警察署における傷害事件の捜査状況（逮捕状の有無）を確認した。

同連絡を受けたＫ係員は、同日２３時００分過ぎ、乙さんに、電話で、被疑者が父親に暴行を加えて実家を飛び出したことを伝え、不審なことがあれば１１０番通報するよう連絡した。

なお、これらの取扱状況は、西海警察署には連絡されていない。

- (16) １２月１５日（木）午前、習志野警察署刑事課Ｋ係員が甲さんを津田沼駅まで迎えに行き、習志野警察署において甲さんが長崎市内の病院で診察を受けた際の診断書２通を受領した。甲さんは、習志野市内の病院でも診察を受けていたことから、同院からの診断書も受領する必要があったが、同日は同院が休診日であったため、翌日受領することとした。

１６時００分頃、習志野警察署生活安全課Ｄ係長から西海警察署刑事生活安全課ａ係長に対し、甲さん被害の傷害事件を処理中であること、甲さんが被疑者からストーカー行為を受けていることを連絡し、甲さんが長崎県へ帰県することから、ストーカー行為に関しては西海警察署にて対応するよう依頼した。

なお、この時、習志野警察署は、前日に被疑者が自宅からいなくなっている旨を西海警察署に伝えていない。

(17) 12月15日（木）20時30分頃、習志野警察署刑事課K係員が、乙さんから甲さん方にある被疑者の荷物の処分について電話による相談を受け、同課I係長が、被疑者の父親に荷物の引き取りを依頼した。その際、被疑者の父親が「息子は母親の携帯電話を持って出て行ったが、その携帯電話は郵便受けに入っていたので家に戻っていると思う。」と申し立てたことから、被疑者の父親に対し、被疑者の所在を確認したときは被疑者に知られることなく連絡するよう協力依頼した。

(18) 12月16日（金）16時30分頃、甲さんの供述調書等の作成や診断書の入手を終え、習志野警察署刑事課K係員が甲さんと乙さんを駅まで送り届けた。

同日21時09分頃、甲さんの家族からの110番通報により、甲さんの祖母及び母に対する殺人事件が発覚した。

(19) 12月17日（土）14時00分頃、習志野警察署は千葉地方裁判所に対して、甲さん被害の傷害事件について逮捕状を請求し、16時00分頃、逮捕状の発付を受けた。

同日、西海警察署は甲さんの祖母及び母に対する殺人事件で逮捕状を請求し、23時30分頃、被疑者を通常逮捕した。

(20) 12月19日（月）、甲さん被害の傷害事件については、西海警察署において処理することが決まり、習志野警察署は、同事件を西海警察署に引き継ぐため、12月21日（水）から甲さんの上司及び同僚の5名に対する事情聴取等の補充捜査を実施し、平成24年1月6日（金）、事件を西海警察署に引き継いだ。

2 問題点

(1) 男女間トラブルの重大事件発展性に対する危機意識の不足

10月30日に被疑者から習志野警察署に上申書が提出され、また、甲さんが長崎に帰って御両親の保護下に置かれたことで甲さん自身が被害に遭う危険性は低くなったとはいえ、過去に男女間トラブルから重大事件に発展した例があるこ

とからすると、同署においては、それを念頭に置いた対応をとることが適切であった。具体的には、11月21日や12月6日における甲さんの知人などへの電話や脅迫メールに関する相談に対し、その時点でその内容を確認すれば、帰県後も被疑者の甲さんに対する執着が継続し依然として警察がより積極的に対処すべき切迫性のある事案であると判断し、早期の事件化を図る対応をとり得たと考える。

また、習志野警察署では、12月6日に甲さんからの被害の申告内容を確認した際には、事件の重大性は認識し、傷害事件として対応をとることとしたものの、切迫感を持つことがないまま、対応中の変死事案の処理や既に被疑者を逮捕していた他の事件捜査を優先し、甲さんからの被害申告に即応することができず、12月12日から聴取を始めることとした。

さらに、12月9日には、乙さんから被疑者が甲さん方マンション付近を徘徊している等の申立てがあったのであるから、その時点で状況を署長に報告し、その指揮を受け関係者からの聴取開始時期を早めるなどすることが望ましかった。

(2) ストーカー規制法の運用上の問題

(i) 警告主体判断の問題

習志野警察署は、本件に対する一連の措置として、警察法に基づく口頭警告を3回実施したが、ストーカー規制法は、「警告の申出をした者の住所地を管轄する警察本部長等」を警告を行う主体として規定しており、千葉県警察本部及び習志野警察署は、10月30日以降、甲さんが長崎県の実家に避難していた点を捉えて、実家を管轄する西海警察署で警告すべきと判断し、自ら積極的に警告を行おうとはしなかった。しかし、当時、甲さんが継続して長崎県に居住するかは判明していなかったのであるから、住所地について甲さんに再確認し、ストーカー規制法に基づく警告をどの警察本部長等が行うか決定し、必要な対応をとるべきであった。

しかしながら、これを行わなかったことから、11月21日及び12月6日に甲さんや御家族から電話やメールの相談を受けた際にも、習志野警察署は、西海警察署で電話やメールの対応をなすべきものと判断した。

なお、桑名警察署及び12月15日に習志野警察署から甲さんが長崎県へ帰

県予定である旨の連絡を受けるまでの西海警察署においては、甲さんの住所地は自署管内ではないとの認識の下、ストーカー行為に該当する可能性を念頭に置いた積極的な対応について検討がなされなかった。

(ii) ストーカー行為認定の問題

ストーカー規制法で規制するつきまとい等の反復、つまり、ストーカー行為を確認するまでには至らなかったことなどから、ストーカー規制法適用に踏み込めなかったものの、習志野警察署は、もう一步踏み込んだ取調べやメール受信者等から聴取してメールの内容等を確認するなどの立証措置を講じ、警告、検挙など、同法の積極的な適用を図るべきであった。

(3) 警察署における組織的対応の不備

12月12日の事情聴取を開始する以前に、本件に関する取扱状況が習志野警察署長に報告されたのは10月30日及び翌31日の最初の取扱時、11月6日の合鍵の返却の件、12月6日の甲さんと乙さんが被害の届出に来署した件、12月9日の被疑者に対する警告と両親への引渡しをした件の5回であった。他方、11月21日の甲さんの知人等に対する脅迫メールに関する相談並びに11月4日、11月6日及び12月2日の傷害被害等の届出に関する申出や問合せについては署長への報告がなされておらず、署長には事態を正確に把握して適切な指揮を行えるだけの情報が上がっていなかった。

また、習志野警察署生活安全課では、甲さんや乙さんから被害届を出しに行く旨の事前連絡を受けたものの、事前に電話をしてから来るように伝えたのみで、それまでの取扱状況を刑事課に伝えていないなど警察署内の連携が十分に図られていなかった。

(4) 関係県警察における連携の不備

習志野警察署は、12月13日及び翌14日に被疑者が家を飛び出したという情報を得、乙さんにはその旨を伝えたものの、被疑者が長崎に行く可能性まで思いが至らず、甲さんの保護措置のみを考えてしまったことから、西海警察署には伝えておらず、被疑者の動向に関する情報共有が図られていなかった。

そもそも、関係県警察との連絡・調整に当たっては、本部主管課を通じて関係

都道府県警察に対して通報すべきところ、各県警察においてその機能が働かず、警察署間の連絡が行われているのみで、本部を含めた組織的対応がとられていなかった。

(5) 本部主管課による指揮、指導の不在

千葉県警察本部生活安全部子ども女性安全対策課では、10月29日の乙さんからの西海警察署に対する相談を把握していたものであるが、12月9日及び14日に習志野警察署からストーカー事案としての報告があるまでの間、習志野警察署に報告を求めて事案の詳細の把握に努めていない等、同署に対する適切な指揮、指導が行われておらず、また、習志野警察署では、ストーカー関係犯罪を受理した際の本部刑事部捜査第一課への報告を行っていなかった。

3 再発防止策

(1) 男女間トラブルの重大事件発展性・広域性及びストーカー規制法の積極的な適用等に関する教養の徹底

本事案及び過去の事例を基にした男女間トラブルの重大事件発展性・広域性に関する教養の他、専門家によるストーカー事案及び配偶者暴力事案等の特性についての教養を行い、本件同種事案に対する危機意識の向上とストーカー規制法等の積極的な適用を図るものとする。

(2) 警察署における男女間トラブルに関する組織的対応の徹底

警察署における男女間トラブルへの対応については、生活安全課における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律又はストーカー行為等の規制等に関する法律の適用、刑事課における刑法犯の事件化、地域課を巻き込んだ保護対策等、警察署としての有機的な対応を講じる必要があることから、警察署長の指揮の下、警察署における組織的な対応の徹底を図るものとする。

(3) 男女間トラブル事案の本部主管課報告の徹底

男女間トラブル事案については、重大事件に発展する可能性を考慮し、本部主

管課において、警察署の対応状況を把握し、必要に応じて的確な指示、指導を行う必要がある。また、同種事案に対しては、相談等を受理した初期段階における的確な対応が重要であることから、警察署において相談等を受理した初期段階における本部主管課への報告の徹底を図る。

(4) 本部主管課等への連絡担当官等の設置による警察署への的確な指導と関係都道府県警察間の情報共有の徹底

本部主管課においては、各警察署における男女間トラブルに関する相談及び事案を速やかに把握し、その対応状況を検証するなどして、必要によりの的確な指示、指導を行うとともに、取扱いが複数の警察署又は他の都道府県警察に波及する場合には、連携を密にして対応する必要があることから、本部主管部門等において警察署を指導するとともに、警察署間又は都道府県警察間との連絡調整を図ることができる者を指導官等として指定するなどし、的確な組織対応を図るものとする。